

「世界一安全な日本」創造戦略（平成 25 年 12 月 10 日決定） 主要な取組（概要）

1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

○サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上

→G 7 伊勢志摩サミットや二国間協議等を通じて国際的な協力・連携・信頼醸成を促進した。

○サイバーセキュリティ基本法の改正

→28 年 4 月、サイバーセキュリティ基本法を改正し、監査、原因究明調査等の対象を拡大し、国の行政機関に加えて、独立行政法人及び特殊法人等も含めたサイバーセキュリティ確保のための体制強化を図った。

○「サイバーセキュリティ戦略」の策定

→27 年 9 月、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「サイバーセキュリティ戦略」を閣議決定した。

○日本版 NCFTA の創設

→26 年 11 月、産学官のサイバー空間の脅威への対処経験を集約・分析・共有することにより、以後の事案発生の防止に資するための活動を行うことを目的とする日本版 NCFTA として、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）が業務を開始した。

→警察では、同センターの活動に貢献するとともに、共有された情報を警察活動に迅速・的確に活用することとしている。

○青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進

→「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 3 次）」に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等の関連施策を着実に推進している。

○通信履歴（ログ）の保存の在り方についての検討

→ログの保存が許容される期間を具体的に例示することを内容とする「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正を行った。これを踏まえ、警察庁及び総務省において、関係事業者への周知を図り、関係事業者における適切な取組を推進

するなどした。

2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等

○官民一体となったテロに強い社会の実現

→27年12月、「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」において、「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」を決定した。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策等の推進

→26年10月、「セキュリティ幹事会」を設置するなどして、オリパラ東京大会のセキュリティ対策の検討を開始した。

→27年11月、セキュリティの万全と安全安心の確保を含む大会関連施策の方向を示した「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定した。

○伊勢志摩サミット開催に向けた警備対策の推進

→伊勢志摩サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、27年7月に設置した「伊勢志摩サミット準備会議警備対策部会」において、同年9月、「伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針」を決定した。

○空港・港湾の警戒警備の強化

→空港においては、空港設置管理者及び航空関係事業者に対してセキュリティ強化を指示している。また、先進的なボディスキャナーを平成28年度に成田・羽田・関西・中部に導入し、オリパラ東京大会までに主要空港へ順次拡大する。

→国際港湾においては、施設管理者による保安対策を国による立入検査で確認し、必要に応じて改善を求めている。ゲートでの出入管理にあたっては「出入管理情報システム」を11港湾53施設に導入し、保安の確保と物流の円滑化に努めている。

○原子力発電所等に対するテロ対策の強化

→原子力規制委員会は、IAEA（国際原子力機関）の核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225/Rev5）を踏まえ、事業者に対し種々の防護措置を求めている。措置の実施状況については、核物質防護検査等において確認している。

○乗客予約記録（PNR）の取得・活用の強化

→テロリスト等の入国阻止・テロ関連物資等の流入阻止等のため、航空会社から乗客予約記録（PNR）を取得している。さらに、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を経由した電子的なPNRについて、財務省税関及び法務省入国管理局で取得を開始した。

→財務省税関では27年7月より「情報センターのPIU（パッセンジャー・インフォメーシ

ヨン・ユニット)」において電子的なPNRの一元的な分析・活用等を開始した。
→法務省入国管理局では、PNRを含めた出入国管理に係る情報収集・分析機能を強化するため、同年10月に「出入国管理インテリジェンス・センター」を設置した。

○国際テロ情報収集・集約体制の強化

→27年12月8日に、「国際テロ情報収集ユニット」や「国際テロ情報集約室」等を新設するとともに、在外公館担当官を増員した。今後、この体制を更に強化していく。

○大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

→28年3月31日から4月1日までの日程で、安倍総理は米国（ワシントン）において行われた「核セキュリティ・サミット」に出席し、核物質の最小化と適正管理や国内管理体制の強化をはじめとする我が国の核テロ対策に関する各種取組及びコミットメントを表明した。

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

○少年非行対策の推進

→少年の健全な育成を図るために、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化が必要であるため、少年警察ボランティア、関係機関・団体等と連携して、非行少年を生まない社会づくりを推進している。

○薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

→27年11月、法務省及び厚生労働省の共同により、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、28年4月から実施している。

○協力雇用主等に対する支援の推進

→刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導等を行う協力雇用主に対して奨励金を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を27年度から実施している。

4 社会を脅かす組織犯罪への対処

○暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進

→27年8月、六代目山口組が分裂し、神戸山口組が結成され、その後、両団体が対立抗争に至ったことから、28年3月、警察庁及び関係都道府県警察に集中取締本部を設置し、同年4月には、神戸山口組を指定暴力団に指定して、両団体に関する情報収集、取締り、警戒活動等を推進している。

○危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の推進

- 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づき、対策を推進した結果、26年3月時点で全国に215店舗存在した危険ドラッグ街頭店舗について、27年7月までに全ての閉鎖を確認した。
- 26年11月に医薬品医療機器法を改正し、検査命令物品を告示して、その販売等を広域的に禁止するなど、容易に危険ドラッグ入手できる機会の減少に努めているほか、輸入された危険ドラッグに対しても検査命令を実施する等、関係機関が連携して水際対策を推進している。
- 27年3月に関税法を改正し、指定薬物を、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関税法上重い罰則の対象とした。

5 活力ある社会を支える安全、安心の確保

○児童ポルノ排除総合対策の推進

→犯罪対策閣僚会議において策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、児童ポルノ排除に向けた国民運動、被害防止対策等を推進している。

○児童虐待対策の推進

→平成27年7月から、児童相談所全国共通ダイヤルを、覚えやすい3桁番号「189」に変更した。

→児童福祉法の理念を明確化すること、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が28年5月に成立した。

○ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進

→ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に的確に対処するため、都道府県警察において所要の体制を構築し、的確な対応の徹底を図っている。

→ストーカー総合対策関係省庁会議において27年3月に策定された「ストーカー総合対策」を踏まえ、関係機関と連携したストーカー被害者支援、加害者の更生に向けた取組等を推進している。

○いじめ問題への対応の強化

→「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、文部科学省では、25年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定するとともに、28年度において必要な経費を措置し、地方自治体におけるいじめ問題等への対応を支援している。

○悪質商法等に係る厳正な処分の実現、消費者被害の防止

→消費者庁では、27年3月に閣議決定された「消費者基本計画」に基づき、悪質事案に対

して厳正に対処している。さらに、罰則の抜本的強化等を内容とする「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」が28年5月に成立、6月に公布された。

→高齢者における消費者被害の増加を踏まえ、地方公共団体等が、消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動を行うことができるようのこと等を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」が26年6月に成立・公布され、28年4月1日に施行された。

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

○水際対策の推進

→事前旅客情報（API）、乗客予約記録（PNR）、外国人の個人識別情報及びICPO紛失・盜難旅券データベースの情報を活用し、厳格な入国審査を実施している。

→主要空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行うとともに、海港においてパトロール及び臨船サーチを実施し、不審者の監視や摘発に努めている。

→海上保安庁では巡視船艇及び航空機による夜間を含む監視警戒や外国からの入港船舶に対する厳格な立入検査を実施している。

○不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

→在留外国人に関する情報の収集・分析に加え、入管法に規定された偽装滞在者対策を推進している。また、「摘発方面隊」による摘発を推進しているほか、退去強制令書が発付された者については、チャーター機を活用するなどして安全かつ確実な送還を実施している。

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

○地方警察官の増員等の人的基盤の強化

→28年度において、人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化及び我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化のため、地方警察官の増員（994人）を措置し、被災地の安全・安心を確保するため、東北3県に地方警察官の増員（290人）を措置した。

○治安関係機関の増員等の人的基盤の強化

→28年度、海上保安庁において、戦略的海上保安体制の構築、オリパラ東京大会等におけるテロ対策に係る体制強化、海上保安を巡る諸課題へ対応するための増員（316人）を措置した。法務省において、検察庁職員（230人）、矯正官署の職員（矯正管区2人、刑事施設353人、少年院47人及び少年鑑別所20人）、更生保護官署の職員（地方更生保護委員会16人、保護観察所25人）、地方入国管理局等の職員（190人）、公安調査局等の職員（68人）の増員を措置した。財務省において、税關職員（220人）の増員を措置した。

○生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備

→28年度において、警察活動を迅速かつ的確に行うため、警察用車両、航空機、船舶等の整備に係る経費（8,081百万円）を措置したほか、海上保安体制の強化のため、巡視船艇、測量船及び航空機の整備に係る経費（30,951百万円）を措置した。